令和８年２月２６日
法　務　省　民　事　局

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和７年１１月４日（火）から令和７年１２月３日（水）まで、「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集を行いましたところ、「民法等の一部を改正する法律（令和６年法律第３３号）」の施行により、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することができることとなること等に伴う戸籍法施行規則（昭和２２年司法省令第９４号）の一部改正部分につき、提出者単位で１２９件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち同趣旨のものは適宜集約しております。また、本件に直接関係がなかった御意見についての回答は差し控えさせていただきますが、今後の制度改正等を検討するための参考とさせていただきます。

おって、戸籍電子証明書関係（戸籍法施行規則別表第５）の改正部分についての意見募集の結果は、別途公表しています。

御協力いただきありがとうございました。